

議案第23号

財産の無償譲渡の変更について

財産の無償譲渡（平成17年12月15日議決）の一部を次のように変更する。

平成20年 2 月 1 9 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

5の事業計画「平成20年3月31日までに」を「平成23年3月31日までに」に変更する。

参考資料

1 平成17年議案第251号の写し（平成17年12月15日議決）

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成17年11月29日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 財産の内容

(1) 土地

所在 岩手県和賀郡東和町田瀬6区104番3ほか11筆

地目 山林ほか

面積 45,761.93平方メートル

(2) 工作物

温泉揚湯用動力装置一式

2 評価額

2,263,350円

3 相手方

岩手県和賀郡東和町土沢8区60番地

岩手県和賀郡東和町

代表者 東和町長 小田島 峰 雄

4 指定用途

無償譲渡する財産は、川崎市民と東和町民との将来にわたる交流に資する施設を含む施設であって、川崎市民が東和町民と同程度の条件で利用することができる施設の用途に供するものとする。

5 事業計画

相手方は、指定用途に供するため、平成20年3月31日までに事業計画を策定し、本市の同意を得るものとする。

6 指定期日

相手方は、事業計画に定めるしゅん工予定日から1年以内に指定用途に供するものとする。

7 指定期間

指定用途に供する期間は、10年とする。

8 契約の解除

本市は、相手方が第4項から前項までに定める義務を履行しないときは、本件無償譲渡契約を解除することができる。

2 変更理由

平成17年12月15日に議決を受け、同年12月22日に公有財産譲与契約を締結したが、契約書中第5条第2項にかかわる事業計画策定期限までに事業計画の策定が困難となり、契約の相手先である花巻市長から事業計画策定期限の延長について協議の申入れがあった。

協議の結果、当初の無償譲渡趣旨の実現を図るためには、期限の延長が必要との結論に達したことから、事業計画策定期限を変更するものである。

